2944	M　MID　SAM R　10A　10E　14G	
2947	R　6A	
2950	R　2　3C　7C　10F　12A　14A　14D V　VCAR	CC　2　3C CC　14A　14D
2953	R　4A　6G	
2956	R　6C　7F　10A　12E　12F　12G　12H　13F V　VMID	CC　12E　12F　12G　12H
2959	R　3A	
2962	M　NAT R　6G	
2965	R　1E　7B　10C　12F　12J　13H V　VSEA	CC　12F　12J
2968	R　3B　5B　6G	C001／3B C009／6G
2971	M　NAT R　5D　6G　13G	
2974	R　1D　3C	
2977	R　1C　6G　13M	
2980	R　1D　3C　12C	
2983	R　1C　6G　13D	
2986	R　3C　5A　13N	
2989	R　1D　6G	
2992	M　MID R　10A　10E　13C	
2995	R　6G	
2998	M　CWP R　7D　12E　12F　12G　12H　13F V　VEUR	CC　12E　12F　12G　12H
3001	R　6A　6E	CC　6A　6E
3004	M　NCA R　11B　13K	
3007	W　（世界的使用）	C100／Ⅱ　Ⅲ
3010	W　（世界的使用）	C100／Ⅰ　Ⅳ
3013	W　（世界的使用）	C100／Ⅱ　Ⅴ
3016	M　EA　NAT R　9D　13G	
3019	M　NCA R　11B　13K	
3023	W　（世界的使用） （R）及び（OR）	この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。 1　航空機局では、次の通信に認められる。 (a)　進入管制及び飛行場管制との通信 (b)　航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信 2　航空局では、進入管制及び飛行場管制のために次の条件で認められる。 (a)　空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。 (b)　有害な混信を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。 (c)　この周波数を(a)及び(b)の条件で使用する航空局の電力は、直接関係する各主管庁と業務が影響を受けるおそれがある主管庁との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の運航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。 3　この周波数を1及び2の目的に使用するための他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が勧告することもある。 4　この周波数は、上空と地上との共同の捜索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができ、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 5　この周波数は、特別取決めに従って、A1A、A1B又はA3E電波の発射のために使用することができる。ただし、この周波数は、細分することはできない。 6　共同の捜索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27／50号に規定する場合を除くほか、上側波帯でのみ送信しなければならない。